



兵庫県 災害時受援計画

兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課
令和3年11月22日



兵庫県災害時受援計画 目次

第 I 編 総則

1 はじめに

📁 受援計画の策定目的	2
📁 受援に係る心構え	3
📁 受援計画を策定する根拠	4
📁 受援計画の位置付け	5
📁 受援・応援の主な枠組	6
📁 実効性の確保	7

2 受援のための組織体制

📁 組織体制	8
📁 受援担当職員（人的支援担当）の配置	10
📁 受援担当職員（物的支援担当）の配置	11
📁 執務環境	11

3 受援調整に係る業務

📁 人的・物的支援の流れ	14
📁 想定されるタイムライン	15
📁 業務の概要（情報整理、調整会議）	17

第II編 応援職員の受入

1 基本方針

- 📁 応援職員の受入に係る考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 📁 受入が想定される主な業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2 受入の手順

- 📁 受入の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 📁 個別協定に基づく受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 📁 総務省応急対策職員派遣制度に基づく受入・・・・・・・・ 24
- 📁 広域応援部隊への要請等に基づく受入・・・・・・・・・・ 26
- 📁 保健・医療・福祉に係る要請等に基づく受入・・・・・・ 30

3 留意事項

- 📁 派遣元への要請と応援職員への配慮・・・・・・・・・・・・ 32
- 📁 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第III編 応援物資の受入

1 基本方針

- 📁 応援物資の受入に係る考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 📁 物資の供給に係る協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 📁 支援ニーズの見極め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

2 受入の手順

- 📁 受入の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 📁 配送の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 📁 個人からの小口応援物資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 📁 国等からのプッシュ型支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

3 留意事項

📁 被災状況に応じた柔軟な対応	45
-----------------	----

📁 費用負担	45
--------	----

第IV編 その他支援の受入

1 災害ボランティア

📁 受入体制の構築	47
-----------	----

📁 ボランティアの受入	47
-------------	----

📁 費用負担	49
--------	----

2 海外からの支援

📁 受入体制の構築	50
-----------	----

📁 海外からの支援の受入	51
--------------	----

3 義援金

📁 受入体制の構築	53
-----------	----

📁 義援金の受入	55
----------	----

📁 義援金の配分	55
----------	----



第1編 総則

1

第1編

はじめに

📁 受援計画の策定目的

- 大規模災害時には、国や自治体、応援協定締結団体等から応援職員が駆け付けるとともに、国内外から多数の支援物資が届けられる。被災地では混乱の中、職員は現場対応に追われるが、避難所等では必要な物資が不足することも多く、これら善意に基づく支援は大変ありがたいものである。
- 近年は災害の多発化・激甚化が目立ち、こうした応援は積極的に行われているが、被災自治体側に十分な受入体制が整っていないと、せっかくの応援職員や支援物資等を有効に活用できなくなる。
- 阪神・淡路大震災では物資の保管場所の確保から始まり、仕分けや分配に至るまで多大な労力を要し、県・市町職員や消防団員、ボランティア等が連日徹夜で対応せざるを得なかった。被災地ニーズに合致しない物資も見られ、汚れた衣服や消費期限切れの食料品、何種類もの品目をまとめて梱包したものもあり、選別や管理を一層困難にした。
- その後は応援・受援経験の蓄積や ICT 化の進展等により、熊本地震（平成 28 年）では、被災地の要請を待たずに支援物資を届けるプッシュ型支援が本格的に実施され、タブレット端末を活用した管理システムも導入される等、応援・受援の仕組みは向上した。その一方で、ラストワンマイル問題に代表される受援体制の詰めの甘さや物資集積拠点の被災、幹線道路の混雑等により、支援物資が被災者まで届かず、滞留が見られた。今後、高い確率での発生が見込まれる南海トラフ地震の脅威等を踏まえると、確固たる受援体制を整えておく必要がある。
- 本県ではこれまで、受援の基本的な考え方や手順等については「兵庫県地域防災計画」や「関西広域連合応援・受援実施要綱」等に基づき整理してきたが、この度、改めて独立した「兵庫県受援計画」として定めるものである。

- なお、本県では被災地への応援については関西広域連合の一員として実施することが中心になるため、本計画では、主に受援について取り扱うこととする（応援については「関西広域応援・受援実施要綱」に従う）。

📁 受援に係る心構え

- 災害時において応援職員等の派遣要請を行うにあたり、被害状況が見通せず、要請する業務内容と必要人員数が定まらないために躊躇し、要請に遅れが生じるといったケースが見られる。
- 大規模災害時には職員だけで対応を行うことは困難であり、過度な負担を強いることもあることから、災害対応に必要な職員等を早期に確保することを重視し、**空振りを恐れることなく、躊躇ない応援の要請を行うことが重要**である。
- 災害対応業務には、**将来を見通した予測・計画、業務の実施体制の整備、指揮命令系統の確立、調整、業務の統制・管理等の災害マネジメント業務が不可欠**である。災害対応の経験や知見等が不足している場合は、総務省の応急対策職員派遣制度等も活用し、災害マネジメント業務を補完することも必要である。
- 応援職員の業務は明確化しておくことで、到着後は速やかに配置できるようにする。また、時間の経過とともに過不足が生じないように、応援職員等がどの業務に何人派遣されているか、業務の進捗に応じて人員の過不足が発生していないか、応援職員の健康面に問題がないか等を把握し、定期的な調整会議を通じて**配置調整を行うことが欠かせない**（応援物資についても同様である）。
- 応援終了後は当該業務を主体的に取り組まなければならないため、**応援職員等に業務を任せきりにしないよう心掛ける**。受援側と応援側とがパートナーになって業務を行う等によって経験を共有し、応援職員等の撤収までに知見の継承をしておく。併せて、応援期間の終了時期を見据え、業務の見通しを立てる（受援の終了は、応急対策に目途がつき、災害対策本部が復興本部に移行するタイミング等が想定される）。

📁 受援計画を策定する根拠

- 受援計画を策定することの根拠や必要性等は、災害対策基本法や防災基本計画等において、以下のとおり記載されている。

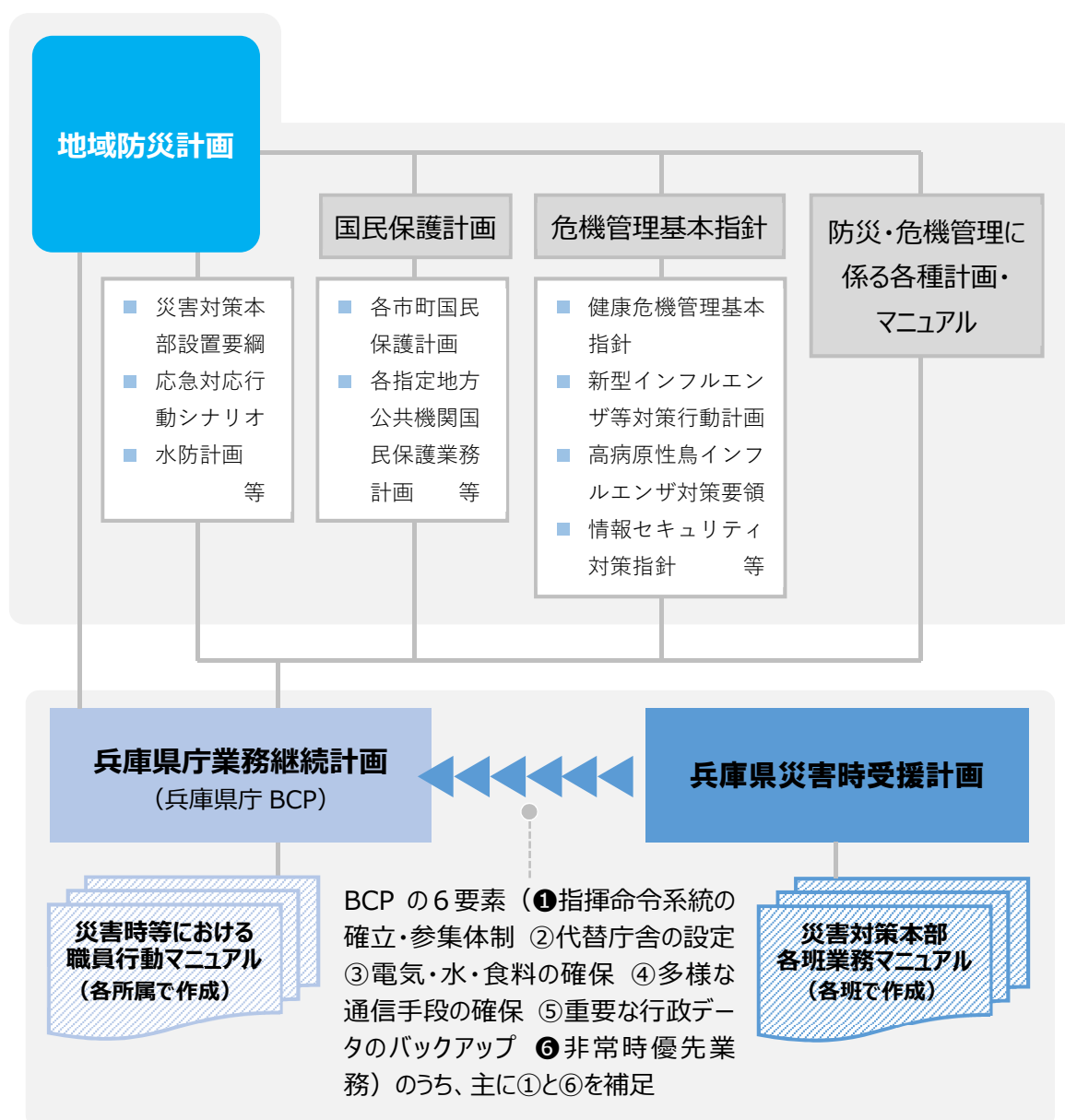
図表 1-1 受援計画の必要性に関する規定

<p>災害対策基本法</p>	<p>第40条</p> <p>3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。</p> <p>第49条の2</p> <p>災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、<u>災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>防災基本計画</p>	<p>第2章 第1編 第6節</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>○<u>地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は他の者を応援することができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、</u>応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>○<u>地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>

📁 受援計画の位置付け

- 本県には地域防災計画を頂点として、災害対応に係る各分野の個別計画やマニュアル（水防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画等）等が存在する。
- 兵庫県災害時受援計画は、「兵庫県庁業務継続計画」において定める非常時優先業務等に要する人的・物的資源の確保について、不足が生じた場合に外部から応援を受け入れるにあたっての計画となる。

図表 1-2 受援に係る他計画との関係



受援・応援の主な枠組

- 大規模災害時には、国等から所掌事務に応じたリエゾン（国、現地災害対策本部、被災都道府県・市町村間で情報連絡を担う者）が派遣されるほか、以下のとおり、あらかじめ定められた規定等に基づく応援職員の派遣枠組がある。
- 本計画においては、制度化された様々な応援の枠組による支援も念頭において、受援体制を構築する。

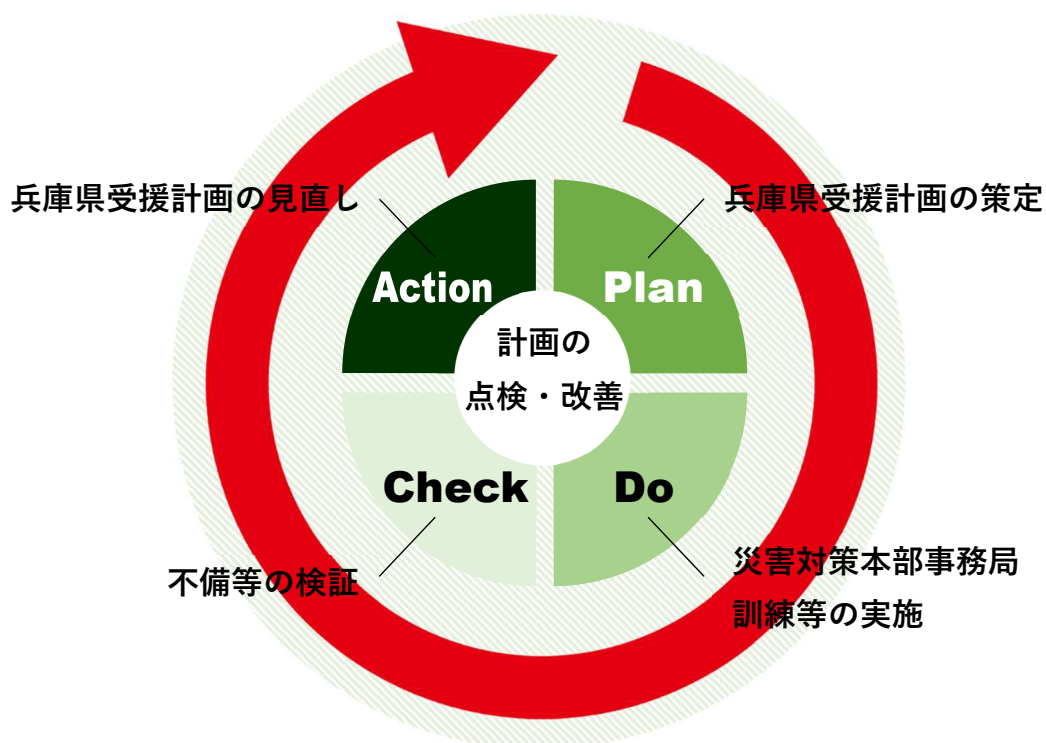
図表 1-3 定型化されている主な応援の枠組

枠組の主体	応援の種類
国	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 内閣府：災害時情報集約支援チーム（ISUT） ☑ 総務省：応急対策職員派遣制度（総括支援、対口支援） 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM） ☑ 消防庁：緊急消防援助隊 ☑ 警察庁：警察災害派遣隊 ☑ 国土交通省：緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） 全国被災建築物応急危険度判定協議会 被災宅地危険度判定連絡協議会 ☑ 厚生労働省：災害派遣医療チーム（DMAT） 災害派遣精神医療チーム（DPAT） ☑ 農林水産省：農業農村災害緊急派遣隊（MAFF-SAT） ☑ 文部科学省：被災文教施設応急危険度判定 ☑ 環境省：災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net） 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） 等
広域行政等	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 全国知事会・指定都市市長会・市長会・町村会の調整に基づく応援 ☑ 関西広域連合・各ブロック知事会等の協定や調整に基づく応援
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 都道府県間や民間企業等との協定に基づく応援 ☑ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT） ☑ 災害派遣福祉チーム（DWAT） 等
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 市町間や民間企業等との協定の基づく応援 等
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 協定等に基づかない自主的な応援、ボランティア 等

📁 実効性の確保

- 防災部局においては初動体制の充実強化を図るため、防災要員の緊急参集訓練や緊急通報システムの応答訓練、災害対策本部設置運営訓練等を随時実施する中で、受援体制についても検証を行う。
- 各部局等においても職員による兵庫県受援計画に対する理解を深め、防災意識を向上させるとともに、必要に応じて研修や訓練を随時実施する。
- 定期的な訓練や検証作業を通じた兵庫県受援計画の問題点の発見、組織改正及び施設整備の改善等に伴い、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証）、Act（計画の見直し）といったPDCAサイクルを通じて、計画の持続的改善を行うとともに、実際の災害対応や訓練の実施結果、他の被災した地方公共団体等で蓄積された知見等を踏まえ、計画を随時改定する。

図表 1-4 計画の持続的改善（PDCA サイクル）



2

第1編

受援のための組織体制

 組織体制

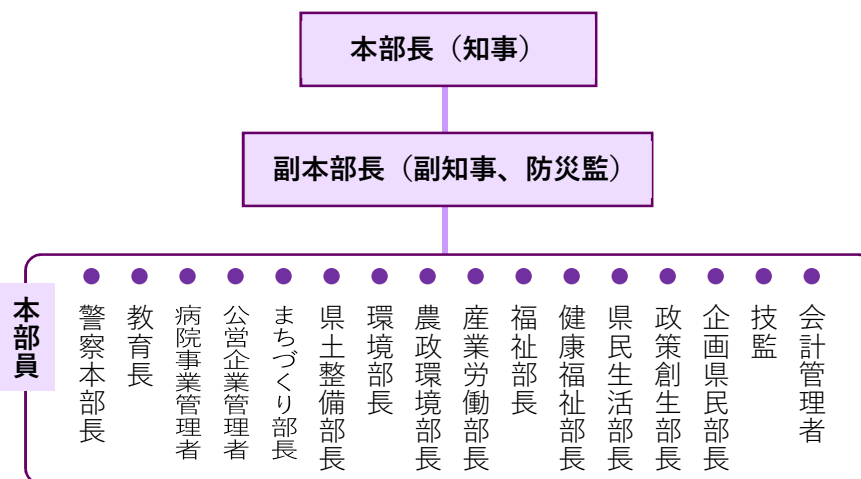
- 県内で震度5強以上の地震が観測された際や大津波警報が発表された際、風水害等で甚大な被害が発生し又はそのおそれがある際等、兵庫県災害対策本部が設置された場合は、本計画に基づく対応を実施する。

図表 1-5 兵庫県災害対策本部の設置（風水害）

	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部
設置者	知事	災害対策本部長（知事） ※緊急時は県民局長・県民センター長
本部長	知事 ※知事に事故があるときは、副知事、防災監の順でその職務を代理	各県民局長・県民センター長
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき ● その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき ● 国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策を行うために特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき ● 災害応急対策に備えるために設置した場合で、風水害等の発生のおそれが解消したと認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該地域における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき ● 当該地域における災害応急対策に備えるために設置した場合で、風水害等の発生のおそれが解消したと認められるとき

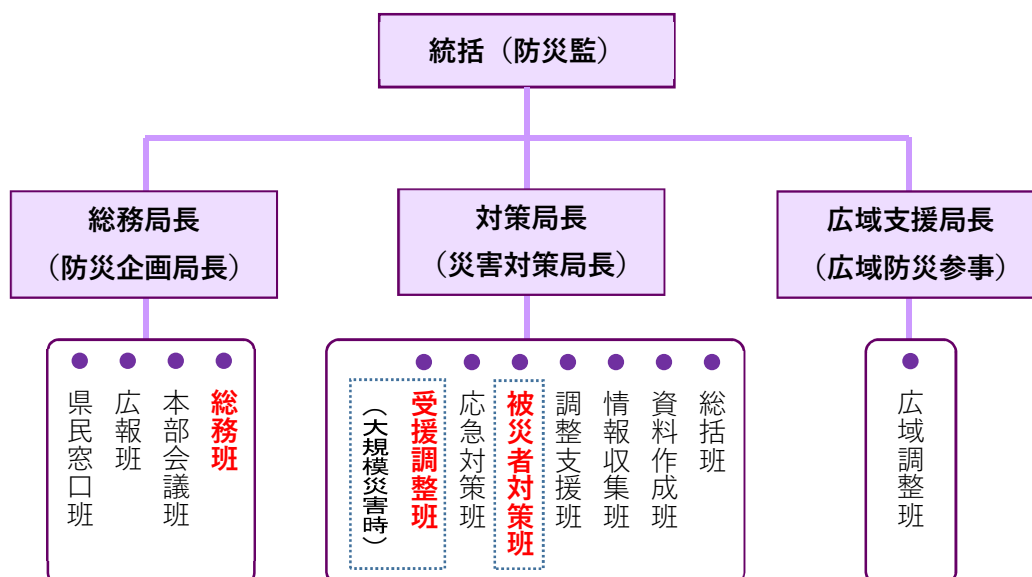
- 災害対策本部事務局において、**人的支援に係る受援業務を担う総務班（大規模災害時は受援調整班）**は総務局長（対策局長）に属する（自衛隊やDMATとの調整等、別途担当班の割り当てのあるものを除く）。また、**物的支援に係る受援業務を担う被災者対策班**は対策局長に属する。

図表 1-6 兵庫県災害対策本部の組織編成



※このほか必要に応じ、参与として出席を求める（神戸地方气象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、ひょうごボランティアプラザ等）

図表 1-7 兵庫県災害対策本部（事務局）の組織編成



📁 受援担当職員（人的支援担当）の配備

- 兵庫県地域防災計画等に規定する職員配備に基づき災害対応業務を行う場合、まずは**総務班で受援に係る調整等を行う。**
- **特に大規模な災害であり、全国の自治体等から応援の派遣が見込まれる場合等、本部長が必要と認める場合は受援調整班を設置（総務班と兼務）し、各部からの応援要員も配置する。**
- **受援調整班は6名程度の体制とし、班長、副班長、班長代理、班員によって構成する。また、各部応援要員及びその代替要員もそれぞれ同数程度配置する。**
- 併せて、兵庫県災害対策本部設置要綱に基づき、本部には各部（企画県民部、健康福祉部、産業労働部、農政環境部、県土整備部、出納部、公営企業部、病院事業部）が設置され、その下に各業務を担う班（市町振興班、高齢社会班、地域金融班、農産物対策班、公営住宅班等）が置かれる。
- これらの各班においては、受援調整班のカウンターパートとなる担当者を配置し（他業務との兼務も可能）、円滑な連絡調整を行えるようにする。
- 災害対策本部の設置に至らない災害警戒本部や連絡会議等の段階において、応援班として担当職員の配置を求めることもある。
- なお、緊急消防援助隊との調整は応急対策班が、自衛隊や警察、DMAT（災害派遣医療チーム）等との調整は調整支援班が担うほか、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、MAFF-SAT（農業農村災害緊急派遣隊）等は当該業務を担う災害対策本部各班で対応する。

📁 受援担当職員（物的支援担当）の配備

- 物的支援（避難所運営）に関する受援調整は、被災者対策班が担当する。**被災者対策班は9名程度の体制**とし、班長、副班長、班長代理、班員によって構成され、各部からの応援要員も配置する。
- 救助実施市である神戸市に災害救助法が適用されている場合は、被災者対策班に物資・資機材の配分・調達・搬送・受入等に係る連絡調整を行う「資源配分連絡調整チーム」を設置し、被災者対策班に属する職員が兼務として所属する（4名程度）。資源配分連絡調整チームは、班長、班長代理、班員名で構成し、応援要員として、神戸市や民間事業者の連絡員等を配置する。
- 被災者対策班には、情報収集班が収集した被害情報等に基づき、市町等との連絡調整（避難所運営に係るもの）に対応する渉外担当、渉外担当と協議しながら調達等に係る総合調整を担う調整担当、流通事業者と連絡調整を行う流通担当、倉庫事業者と連絡調整を行う倉庫担当、配送事業者と連絡調整を行う車両手配担当等を割り振り、必要な業務を行う。
- 人的支援と同様に、本部各班（食料対策班、工業振興班等）においても被災者対策班のカウンターパートとなる担当者を配置（他業務との兼務も可能）し、円滑な連絡調整を行えるよう体制を整える。
- 災害対策本部の設置に至らない災害警戒本部や連絡会議等の段階において、応援班として担当職員の配置を求めることもある。

📁 執務環境

- 災害対策センター（事務局スペース）の1階に、総務班（受援調整班）及び被災者対策班の執務エリアを置く（執務場所は状況により変更することがある）。
- 受援調整班は、応援職員の執務場所として災害対策センター増築棟3階会議室を使用し、必要な資機材（机、椅子、文具、パソコン、プリンター、インターネット

- 応援物資については、被災者対策班が全県拠点（県立三木総合防災公園）及び広域防災拠点（県内5箇所）等に集積し、配分等を行う。

図表 1-9 県内の防災拠点

	所在市町	分類	拠点名称	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
神戸	神戸市	その他	神戸東部新都心	○	○	×
		その他	しあわせの村	○	○	×
阪神南	西宮市	ブロック	阪神南広域防災拠点	○	○	○
阪神北	三田市	その他	有馬富士公園	○	○	×
	伊丹市、川西市	その他	西猪名公園・東久代運動公園	○	○	×
東播磨	明石市	その他	明石海浜公園	○	○	×
	加古川市	その他	日岡山公園	○	○	×
北播磨	三木市	全県	三木総合防災公園	◎	◎	◎
	加東市	その他	播磨中央公園	○	○	×
中播磨	姫路市	その他	手柄山公園	○	○	×
	市川町	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×
西播磨	上郡町	ブロック	西播磨広域防災拠点	○	○	○
	赤穂市	その他	赤穂海浜公園	○	○	×
但馬	豊岡市	ブロック	但馬広域防災拠点	○	○	○
		その他	但馬ドーム	○	○	×
	朝来市	その他	和田山中央文化公園 道の駅まほろば	○	○	×
丹波	丹波市	ブロック	丹波広域防災拠点	○	○	○
淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点	○	○	○
	淡路市	その他	淡路島公園 国営明石海峡公園（淡路）	○	○	×

3

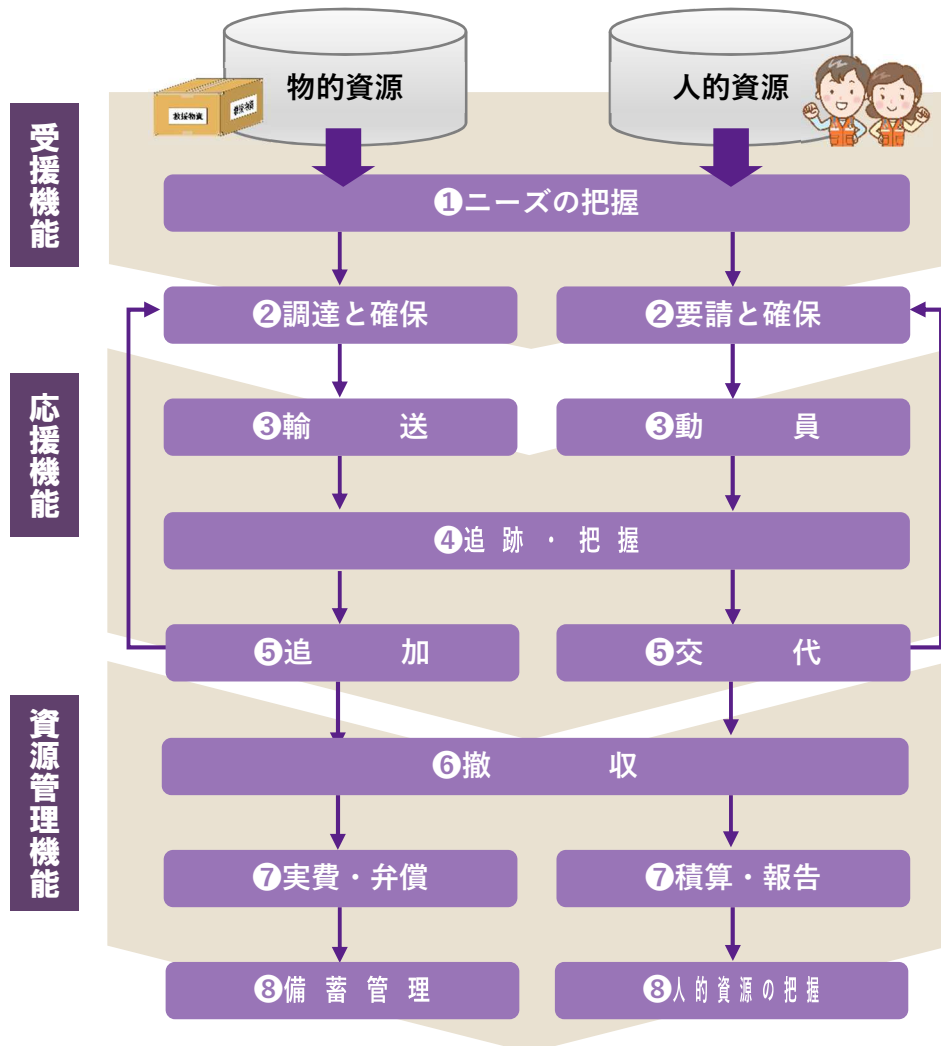
第1編

受援調整に係る業務

人的・物的資源の流れ

- 受援に係る人的・物的支援の流れは概ね以下のとおりで、①～②は受援側が、③～⑤は応援側が実施主体となることが原則である。⑥～⑧は受援側・応援側の双方による取り決めに応じ、必要な手続き等を行う。

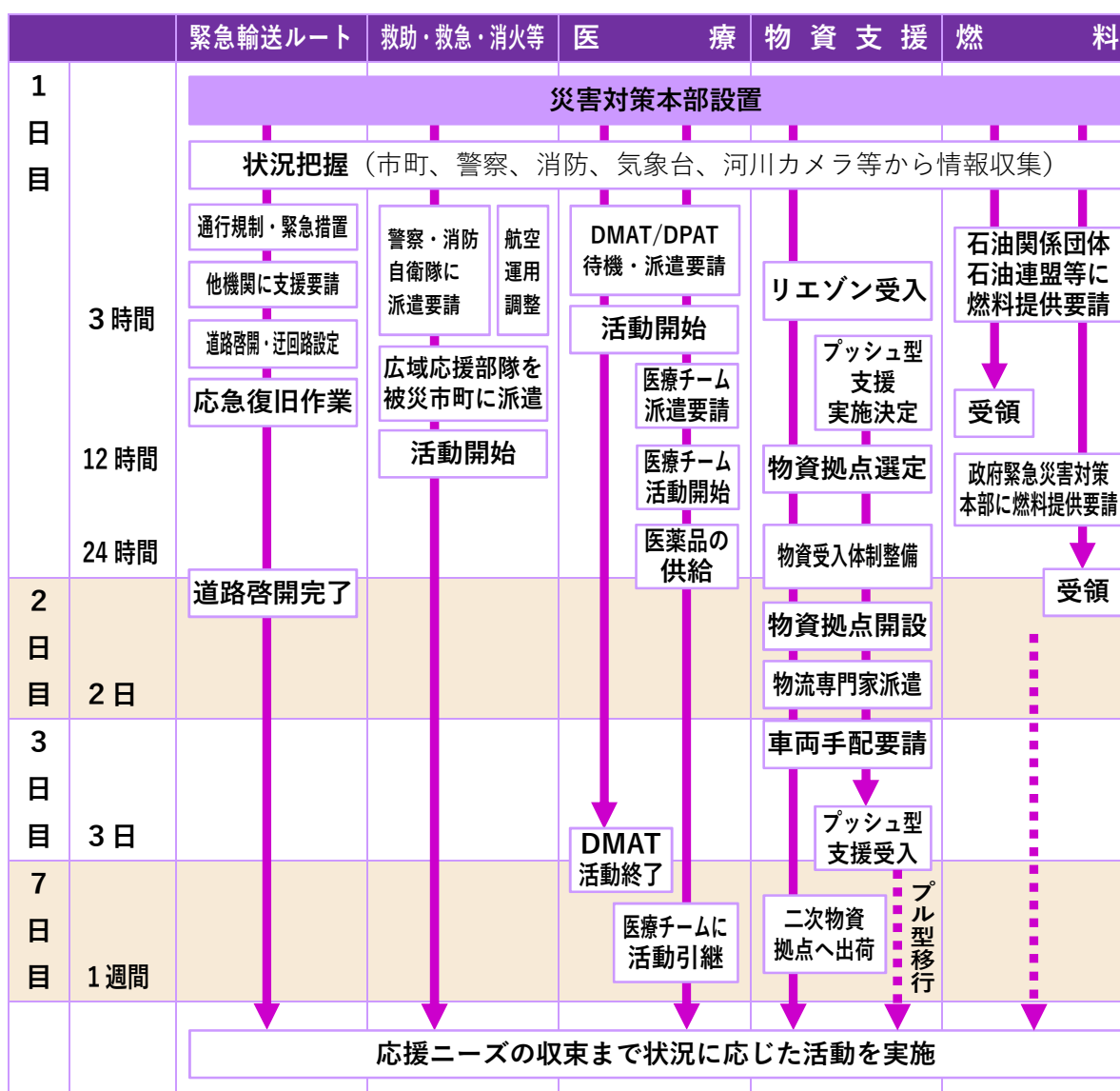
図表 1-11 人的・物的資源の流れ



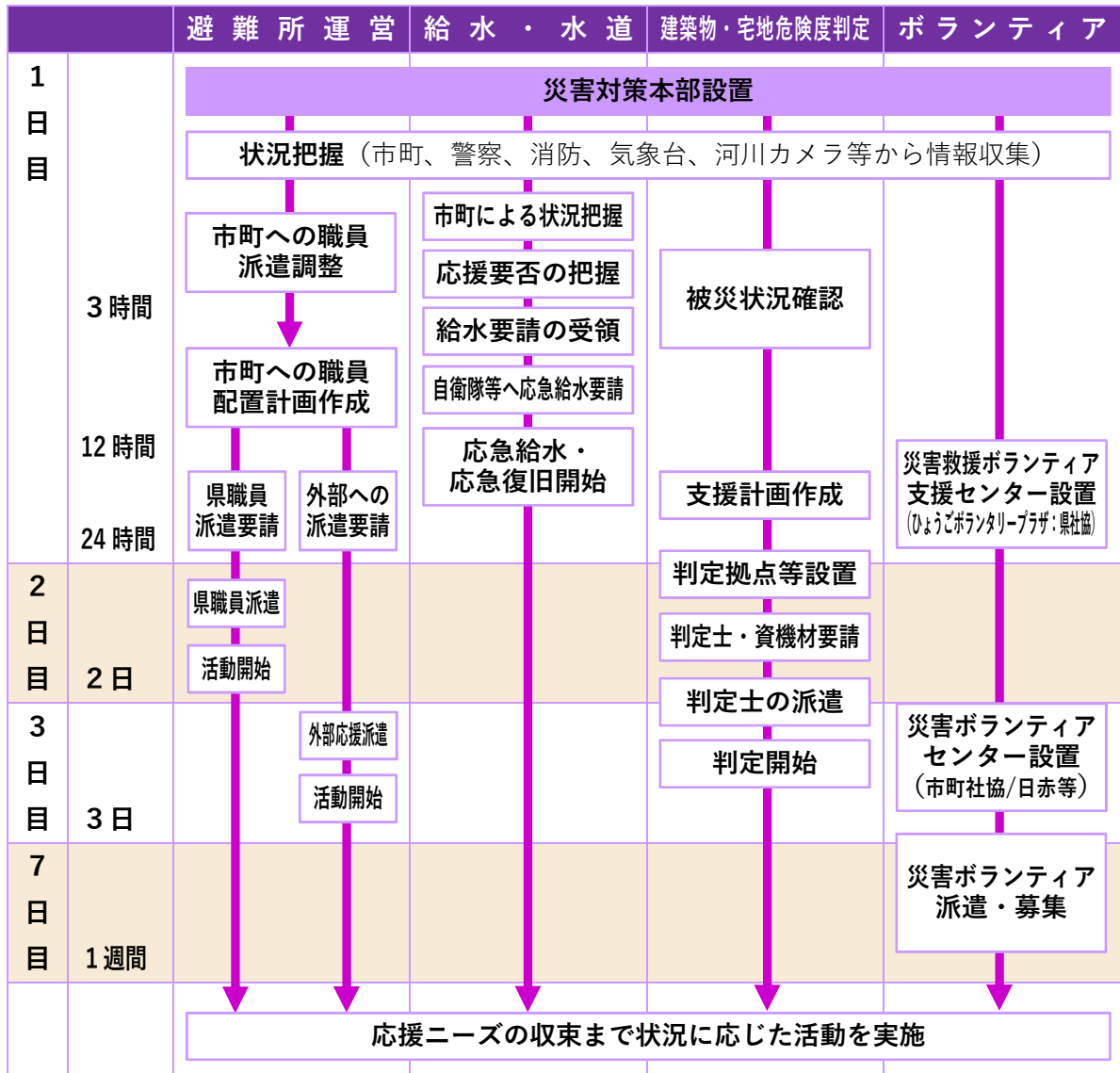
想定されるタイムライン

- 発災時に迅速な救助・救援活動等を行うためには、人命救助のために重要な72時間を意識し、応援職員・物資を円滑に受け入れる体制を早期に確立し、速やかに被災地に投入・展開する必要がある。
- 初動期のタイムラインを以下のとおりとするが、あくまでも目安であり、実際の発災時間や被害状況に応じて調整する必要があることに留意する。

図表 1-12 人的・物的資源の流れ（その1）



図表 1-13 人的・物的資源の流れ（その2）



想定される業務

- 受援調整班（総務班）や被災者対策班（資源配分連絡調整チーム）、その他受援業務に関わる班（人事班、市町振興班、工業振興班、食料対策班等）に属する受援担当職員は、①県内の受援及び応援に関する状況把握・とりまとめに関すること、②県内の受援・応援の調整に関することについて担当する。
- 県（受援担当職員）を通じず、直接被災市町に受援に入る自治体等も出てくるため、県を通じて入る受援については把握・とりまとめを確実に行う。

- 受援に係る業務として、具体的には以下に掲げるものが想定され、これらを受援調整班や人事班、食料対策班等で担当する。
 - 全国の自治体等に対する職員派遣（人的支援）の要請
 - 全国の自治体等に対する物資（物的支援）の要請
 - 申し出のあった人的応援及び物資の提供に係る担当課室等との調整
 - 被災地における応援のニーズの把握
 - 応援職員の宿泊場所等の斡旋
 - その他応援の受入の斡旋及び受入窓口についての情報提供

- 受援に係る業務は、開始から概ね1ヶ月程度で終了することを目安とする。ただし、統括（防災監）が継続の必要性があると認める場合は、この限りではない。

📁 業務の概要（情報整理、調整会議）

- 被災市町では現場での被災者対応等に追われ、受援を要する業務等のとりまとめに着手すらできないこともある。人的・物的資源の受援に係る情報の整理は被災地応援において極めて重要になることから、各班で相互に連携しながら受援担当職員が率先してとりまとめを行い、被災市町のバックアップに努める。

- 人的支援については、応援側・受援側双方の事情等を踏まえた調整が欠かせないため、収集した情報を共有・分析し、**最も有効と考えられる応援資源の配分（需給調整）案を示す場として、定期的に調整会議を開催する。**

- 調整会議には各班の受援担当者のほか、他都道府県等からの応援者（リエゾン等）にも出席を求め、情報を共有することで、応援側にも先の見通しを持った判断ができるようにする。

- **朝のミーティング（災害対策本部の方針伝達等）と、夕方の活動報告を調整会議の開催時間としてサイクル化する。**状況によっては Webex や Microsoft Teams といったウェブ会議ツール等も活用し、午後の始業に合わせた簡易なミーティングもとり入れることで、より緊密な情報共有の促進を図る。定時・同じ場所（手段）での開催を徹底することにより、応援側・受援側双方にとってスケジュールの調整が容易になる。

- 県内の被災市町の業務支援を行うために、県（または被災していない県内市町）から応援職員を派遣する必要がある場合は、人事班や市町振興班と連携し、部局照会等を通じて応援の可否をとりまとめる。



第2編 応援職員の受入

1

第2編

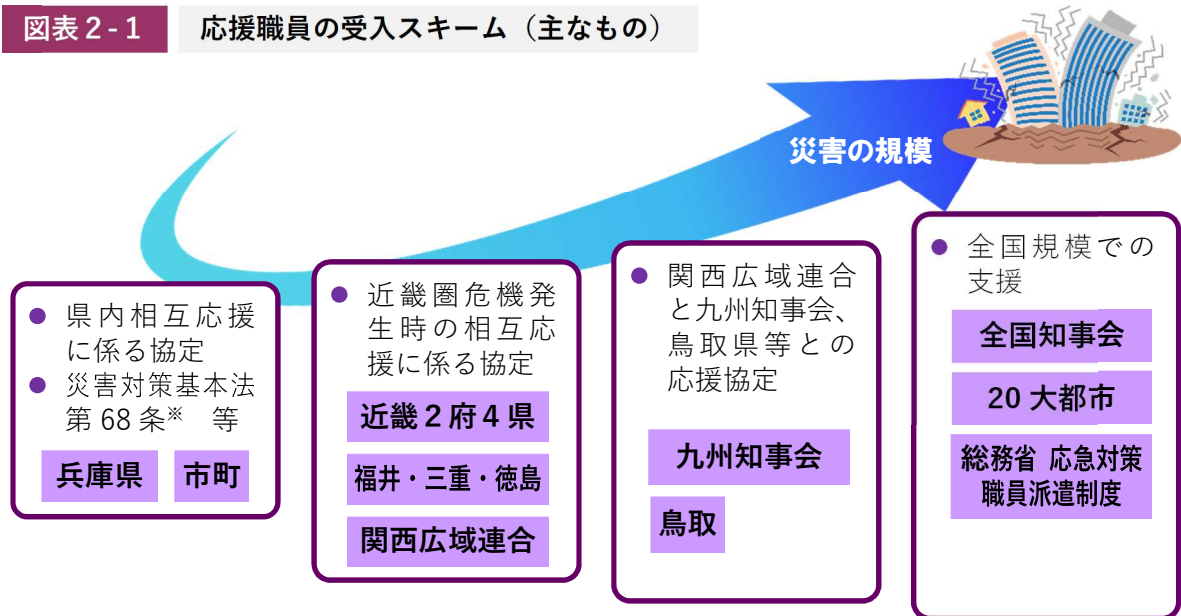
基本方針

📁 応援職員の受入に係る考え方

▶ P17 調整会議

- 災害発生直後から様々な分野・職種で人的支援が必要となり、国や被災地外の地方公共団体、民間企業、ボランティア等が相次いで被災地に入る。人的支援の規模は被害レベルに応じて大きくなり、また、災害対策基本法に基づく応援の要求や災害時相互応援協定等に基づく応援要請、各省庁等の制度に基づく派遣、自主的な応援等、様々な枠組によって提供される。
- 避難所運営や罹災証明書の発行等は被災市町にとって非常に負担の重い応急業務（もしくは非常時優先業務）となることから、相当な人的支援を要する。また、大規模災害の場合は、県や被災市町の要請を待たず、国や他の地方公共団体からリエゾン（現地情報連絡員）や応援職員が派遣されてくる。そのため、平常時より人的支援の受入について、体制を整えておく。
- 応援職員の受入調整にあたっては、各種協定（近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、20大都市災害時相互応援に関する協定等）に配慮する。
- 通信の途絶等により被災市町における人的支援の必要性を把握できない時は、被災地での応援ニーズを把握するため、速やかにひょうご災害緊急支援隊（先遣隊）等の職員派遣（県リエゾン）の措置を講じる。
- 各応援部隊のリエゾン等で構成する調整会議を定期的を開催し、展開方針や活動拠点、派遣調整等を行う。

図表 2-1 応援職員の受入スキーム（主なもの）



※災害対策基本法第68条

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

受入が想定される主な業務

- 大規模災害等の発生時に応援職員による人的支援の受入が想定される業務は以下のとおりである。
 - 本部事務局の支援業務
 - 県内市町の行政機能回復のための支援業務
 - 避難所及び避難者の把握、避難所の運営応援に関する業務
 - 保健医療の提供等に関する業務
 - 被災者の健康相談・健康調査・保健指導等に関する業務
 - 在宅の高齢者・障害者の把握及び応急対策に関する業務
 - 在宅の妊産婦・乳幼児の把握及び応急対策に関する業務
 - 災害遺児対策に関する業務

- 物資の供給に関する業務
- 災害廃棄物処理に係る県内市町の支援に関する業務
- 土砂災害危険箇所の緊急点検に関する業務
- 被災宅地の危険度判定活動に関する業務
- 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する業務
- 建築物の応急危険度判定活動に関する業務
- 家屋被害認定に関する業務
- 罹災証明書の発行に関する業務 等

2

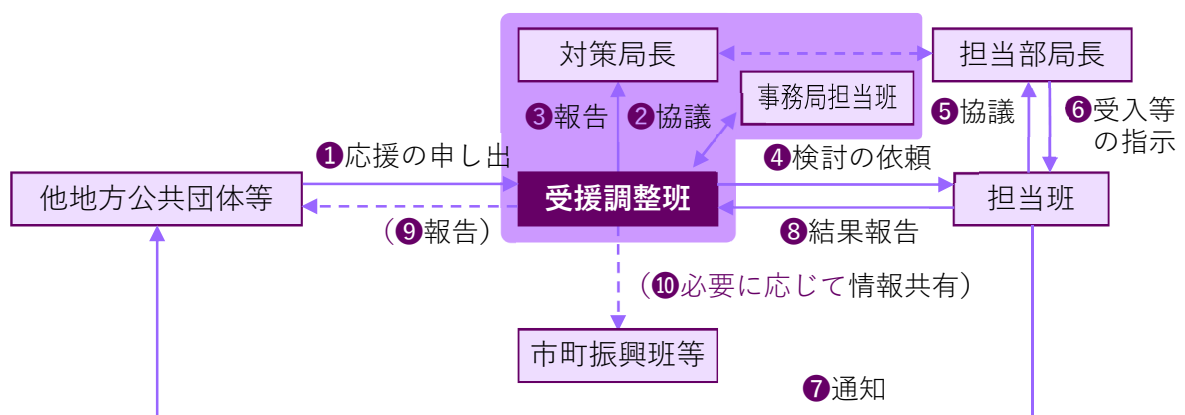
受入の手順

第2編

受入の手順

- 他都道府県等からの人的支援の申し出は、受援調整班が窓口になって受け付ける（概ね1週間以上の長期間の応援を優先的に受け付け）。ただし、対策局長（受援調整班が未設置の段階では総務局長）が必要と認める時は、この限りでない。
- 人的支援の申し出を受け付けた時は、災害対策本部の各担当班や対策局長等と協議・報告等を行い、当該申し出に係る業務を所管する担当班に対して受入の検討を依頼する。
- 依頼を受けた担当班は直ちに検討を行い、受入の可否・日時・場所等について、人的応援の申し出を行った都道府県に文書で通知する（やむを得ない事情がある場合は他の手段により通知）。併せて、受援調整班にも検討結果を通知する。
- 受援調整班は、人的支援の必要性や受入状況、応援職員の活動拠点等を把握するため、総括班、広域調整班、人事班、市町振興班、国際交流班等と緊密に連携するとともに、把握した人的支援の必要性に係る情報は総括班と共有する。

図表 2-2 応援職員の受入の流れ（受援調整班の場合）



📁 個別協定に基づく受入

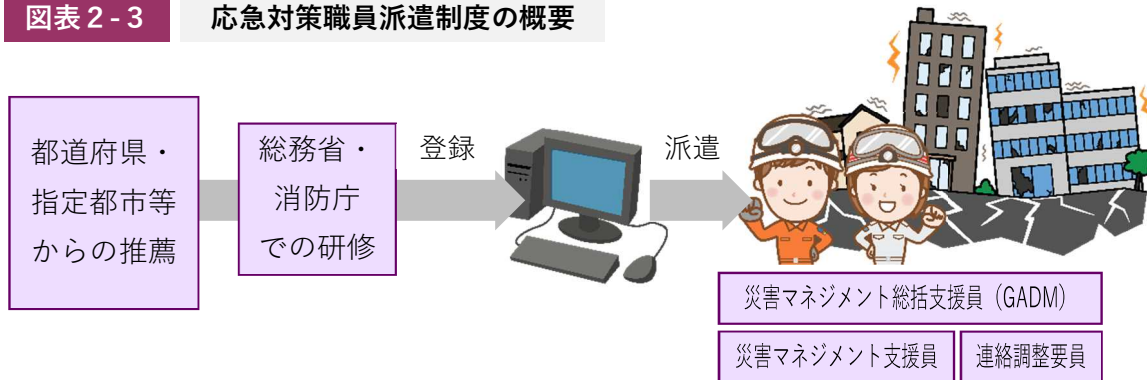
- 人的支援に係る相互の応援協定として、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」(H24.10.25 締結)、「関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書」(H24.10.25 締結)、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」(H23.10.31 締結)、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(H30.11.9 締結) 等がある。
- これらのうち、多くは関西広域連合が主体となるものであることから広域調整班が調整主体となるが、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」はブロック単位の知事会が主体であり、受援調整班と広域調整班が連携しながら受入調整を進める。
- このほか、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する要領」(H25.3.6 決定)、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく避難者の受入れに関する要領」(H25.3.6 決定)、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」(H23.4.1 締結) 等、特定業務の提供に係る協定もある。これらは担当する災害対策本部各班で受入調整を行い、各班からの災害対策本部会議での報告等を通じて、受援調整班は応援の全体像を把握しておく。

📁 総務省応急対策職員派遣制度に基づく受入

- 総務省が管轄する人的支援の仕組みとして、「**応急対策職員派遣制度（短期派遣）**」がある。被災市町が行う災害マネジメントを支援する「**総括支援チーム**」の派遣と、避難所運営・罹災証明書交付等の災害対応業務を支援する「**対口支援チーム**」から構成される。
- 総括支援チームの役割は、被災市町長の下で、各市町が行う災害マネジメントを総括的に支援するもので、当該市町への助言や幹部職員との調整、被害状況・応援職員のニーズ把握等を担う。災害対応に関する知見を有し、地方公共団体で管理職等の経験を有する「災害マネジメント総括支援員」(1名)、避難所運営・

罹災証明書交付業務等の災害対応業務に関する知見を有する「災害マネジメント支援員」(1～2名)、連絡調整を担う「連絡調整要員」(1～2名)で編成するチームが派遣される。

図表 2-3 応急対策職員派遣制度の概要



- 総括支援チームの派遣は、①被災市町の依頼を受けて本県が応援職員確保調整本部（事務局：総務省）に派遣要請を行う場合、②被災市町からの依頼はないが本県が必要と判断した場合、③応援職員確保調整本部が得られた情報を基に必要と判断した場合に、それぞれ行われる。要請・受入にあたり、受援調整班が必要な調整を行う。
- 対口支援チームは、被災都道府県内の非被災市町村による応援職員だけでは災害対応業務への対応が困難な場合に派遣される。第1段階は被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体で、第2段階は全国の地方公共団体による追加の応援職員派遣となる。応援職員確保調整本部において、都道府県または指定都市が原則として1対1で被災市町に割り当てられ、対口支援団体が決定する。
- 対口支援チームの派遣は、本県（受援調整班等）・総務省・被災地域ブロック幹事都道府県等による調整会議を踏まえて被災市町に意向確認を行い、応援職員確保調整本部との協議を経て、対口支援団体から行われる（本県がブロック幹事県の場合で、被災によりその事務を遂行できない時は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第4項の規定に基づき、近畿ブロック知事会内で協議し、代理府県を決定する）。

図表 2-4 地域ブロックの割り当て

	構成都道府県	構成指定都市	応援順位
A：北海道東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	札幌市、仙台市、新潟市	B>C>D>E>F
B：関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市	A>C>D>E>F
C：中部	富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	静岡市、浜松市、名古屋市	D>B>A>E>F
D：近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	京都市、大阪市、堺市、神戸市	C>E>F>B>A
E：中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	岡山市、広島市	F>D>C>B>A
F：九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	北九州市、福岡市、熊本市	E>D>C>B>A

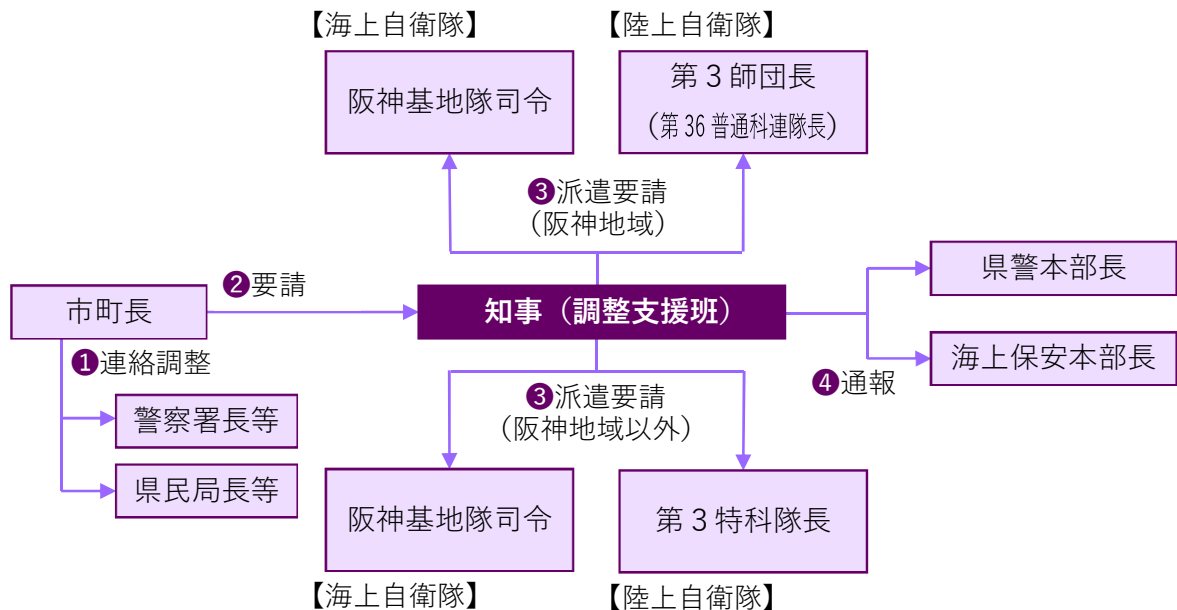
📁 広域応援部隊への要請等に基づく受入

- 広域応援部隊としては、主に救助活動等を担う自衛隊や緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、海上保安庁等が挙げられる。
- このほか、公共土木施設の被害状況調査や道路啓開等を支援する国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、災害現場で負傷者のトリアージや応急治療・搬送、メディカルコントロール等を行うDMAT（災害派遣医療チーム）、災害ストレス等により新たに生じる精神的問題等に対応するDPAT（災害派遣精神医療チーム）等も広域的な応援部隊として支援に入る。

【自衛隊】

- 自衛隊については、人命または財産の保護のため特に必要があると認められる場合、自衛隊法第83条に基づき、知事は自衛隊に災害派遣を要請するとともに、その旨を警察本部長及び海上保安本部長に通報する（特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる時は要請を待たずに派遣される）。**自衛隊との調整は調整支援班が担い、部隊の活動拠点等必要な情報はリエゾンを通じて提供する。**

図表 2-5 自衛隊への派遣要請



※自衛隊法

(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

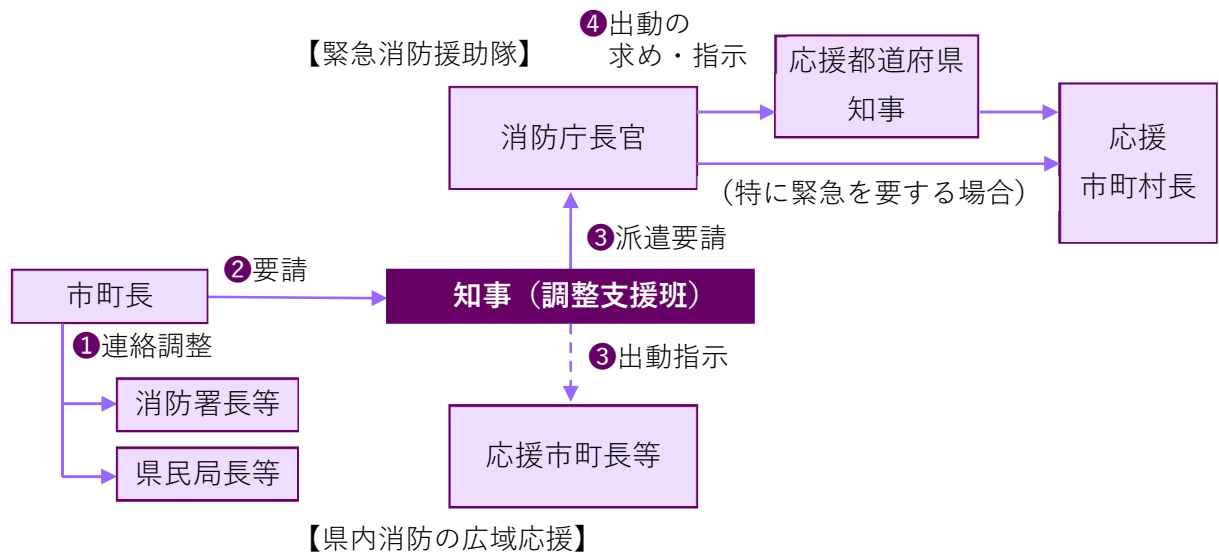
2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3～5 [略]

【緊急消防援助隊】

- 緊急消防援助隊については、災害等の状況及び県内消防力を考慮し、知事が非常事態であると判断した場合、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に応援の要請を行う（最大震度6弱（政令市は5強）以上の地震が発生した場合は、消防庁長官による出動の求めまたは指示により出動）。**緊急消防援助隊との調整は調整支援班が応急対策班と連携しながら行う。**

図表 2-6 緊急消防援助隊への派遣要請



※消防組織法

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

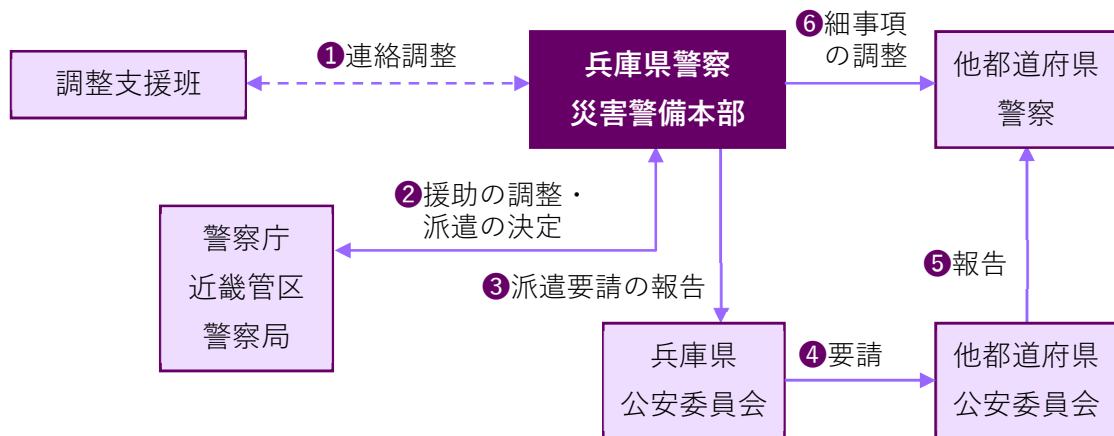
第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2～8 [略]

【警察災害派遣隊】

- 警察災害派遣隊については、災害の状況等を総合的に勘案し、公安委員会が警察法第 60 条の規定に基づき、警察庁または他の都道府県警察に対し、援助を要請する。公安委員会との調整は、調整支援班が行う。

図表 2-7 警察災害派遣隊への派遣要請



※警察法

(援助の要求)

第六十条 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3 [略]

【海上保安庁】

- 海上保安庁については、災害の状況等を総合的に勘案し、被災者の捜索・救助、物資の輸送等の援助活動を実施するため、海上保安庁の船艇・航空機の派遣等による支援を必要とする時は、知事が、災害対策基本法第70条第3項等の規定に基づき、支援を要請する。海上保安庁との調整は、調整支援班が行う。

【TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）】

- TEC-FORCEについては、災害の状況等を総合的に勘案し、被災地の早期復旧その他の災害応急対策等に係る技術的支援を円滑かつ迅速に実施するため、知事が国土交通省（近畿地方整備局）に派遣を要請する。近畿地方整備局との調整は、災害対策本部県土整備部総務班で行う。

📁 保健・医療・福祉に係る要請等に基づく受入

【DMAT（災害派遣医療チーム）】

- 発災後、「日本 DMAT 活動要領」（厚生労働省）に基づき、全ての DMAT（災害派遣医療チーム）は、都道府県・厚生労働省等からの要請を待つことなく、DMAT 派遣のための待機を行っている。
- 被災市町等からの要請に基づき、調整支援班は、災害対策本部医療班（健康福祉部）と連携し、兵庫 DMAT 指定病院に対して DMAT 派遣を要請する。国が緊急災害対策本部を設置した場合は、厚生労働省・文部科学省が非被災都道府県及び国立大学病院に対し、医務班と連携の上、DMAT 派遣を要請する。
- 派遣された DMAT は、災害対策本部内に設置される都道府県保健医療調整本部（DMAT 調整班）の指示及び医療ニーズに基づき、病院支援や医療搬送、現場・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）・航空機内での医療活動を行う。
- DMAT の主な活動時間は概ね 48～72 時間程度とされていることから、円滑に DMAT からの引き継ぎが行えるよう、医務班は救護班（兵庫県医師会、兵庫県看護協会、県内災害拠点病院等）の派遣を要請する。なお、被害が甚大な場合は、DMAT と入れ替わりで JMAT（日本医師会災害医療チーム）が地域の医療システムの回復までの医療支援を行うこととなっているため、医務班を中心に、受入等に係る調整を行う。

【DPAT（災害派遣精神医療チーム）】

- DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣が予想される大規模な災害が起きた場合、ひょうご DPAT 登録病院は派遣要請をあらかじめ予想し、体制を整える。
- 被災市町において、精神科医療精神保健活動の需要が増大した場合、兵庫県災害対策本部障害福祉班（健康福祉部）は、ひょうご DPAT 調整本部を設置し、ひょうご DPAT の活動を調整する。ひょうご DPAT だけでは対応が困難である場合、厚生労働省及び DPAT 事務局に要請し、派遣元となる都道府県と調整の上、県外から DPAT を受け入れる。

【DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）】

- 急性期から慢性期までの医療提供体制の再構築や保健予防活動、生活環境衛生に係る情報収集、分析評価・連絡調整等のマネジメント業務を支援し、二次的な健康被害を最小化するため、災害対策本部社会福祉班（健康福祉部）を中心に、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請・受入等に係る調整等を行う。

【DWAT（災害派遣福祉チーム）】

- 一般避難所において、福祉的サービスを欠く状況に置かれた避難者の福祉的ニーズの把握やスクリーニング、福祉避難所への誘導、日常生活上の支援、相談対応等を通じ、二次被害（更なる重度化やAOLの低下等）を防止するため、災害対策本部社会福祉班（健康福祉部）を中心に、DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣要請・受入等に係る調整等を行う。

3

第2編

留意事項

📁 派遣元への要請と応援職員への配慮

- 被災地の負担とならないよう、応援職員には自己完結型で活動するように努めることを要請する。具体的には、**往復の交通手段や宿泊場所の確保、水・食料・薬・着替え・通信機器・移動手段（非常用燃料を含む）等の必要な備えをし、活動するよう求める。**
- ただし、応援職員側で手配できない場合も考慮し、必要に応じて食料や飲料水、宿泊場所（被災状況等によりホテル・旅館等が確保できない場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎会議室、避難所の空きスペース等も含む）、駐車場所等の斡旋に努める。併せて、**応援職員に対し、輸送ルートや給油所の状況等、応援活動に必要な情報提供を行う。**
- なお、応援が中長期に及ぶ場合は、宿泊場所として職員住宅や県営住宅、民間賃貸住宅の空き住戸等の活用も検討する。
- 新型コロナウイルス感染症等による感染拡大を防止するため、応援を依頼する業務の選定に当たっては、あらかじめ遠隔地においても処理が可能な業務を選定するほか、地元事業者への業務委託等も検討する。
- 併せて、応援職員には派遣前の検温や被災地での活動中における定期的な検温を求めるほか、感染が疑われる応援職員が生じた旨の連絡を受けた場合は、管轄保健所及び派遣元である地方公共団体に速やかに連絡する。

📁 費用負担

- 協定に基づく応援についてはその規定に従うが、応援職員の旅費、車両の燃料費等は受援側が負担するとされていることが多い。協定に基づかない応援につい

ては、応援側に負担を依頼する。

- 災害救助法が適用された場合は、同法第4条に規定する救助に要する経費（避難所運営等）を被災都道府県が負担する。なお、対象外経費（災害対策本部運営支援、罹災証明書交付等）は、応援側に一部特別交付税措置が講じられる。



第3編 応援物資の受入

1

第3編

基本方針

📁 応援物資の受入に係る考え方

- 大規模災害時には、国や全国知事会、協定締結団体等、様々な機関からの物的支援が必要となる一方で、全国から（ルールに則らず）善意で送付される応援物資が新たな課題を引き起こすことも、過去の災害から明らかになっている。
- 被災者対策班は、協定先の物流事業者等と緊密に連携して効率的な物流機能を確保するとともに、**物資拠点に持ち込まれた応援物資量や過不足等の把握（在庫管理）に努める。また、不要な物資の受入抑制、適正な在庫管理を行う。**
- 県内での被害が複数市町に及ぶ場合、それぞれの市町から関係機関（トラック協会、バス協会、物資輸送・供給等を担う指定公共機関等）に直接協力の要請が入ると、要請の錯綜や重複等により、対応に支障・混乱が生じる恐れがある。このような場合は市町等とも協議し、当面は県（被災者対策班）が一義的な窓口となり、市町は情報収集班・被災者対策班等を通じて要請を行う仕組み（神奈川県方式）等の活用も検討する。
- なお、この場合であっても、関係機関による市町支援の役割分担が整理される等、要請の錯綜や重複等の恐れがなくなった時点で、市町が直接関係機関に要請ができるようにする。
- 被災地ニーズに基づき行われるプル型支援と、需給推計等を待たずに行われるプッシュ型支援とで、受入準備等が異なる。プッシュ型支援は速やかに応援物資が供給される反面、ニーズに基づかない供給であるため、無駄が生じる恐れもある。そのため、**一定期間が経過した後は、可能な限り、プル型支援によるべきことに留意する。**

📁 物資の供給に係る協定

- 応援物資の供給については、食料や飲料水、燃料、医薬品、毛布、おむつ等、応援を受けることについて、平常時に各担当課において取り決めを交わしている協定がある。備蓄物資に不足がある場合は、これらの協定に基づき、それぞれ応援物資の提供を依頼する。

- 締結している協定の一例は、以下のとおりである。
 - 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく食料及び飲料水の提供に関する要領（H25.3.6 決定）
 - 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく生活必需品の提供に関する要領（H25.3.6 決定）
 - 大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書〔P&G ジャパン株式会社〕（H25.2.25 締結）
 - 近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書（H23.4.1 締結）
 - 災害時における応急対策用物資の供給等に関する協定〔コーナン商事株式会社、ダイキ株式会社、株式会社コメリ等〕（H19.1.12 締結）
 - 災害救助に必要な食料の調達に関する協定〔株式会社淡路屋、三木給食協同組合、日清食品ホールディングス株式会社、エースコック株式会社、伊藤ハム株式会社、江崎グリコ株式会社等〕（H17.9.15 他締結）
 - 災害救助に必要な食料等の調達に関する協定〔株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン等〕（H17.11.1 締結）
 - 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書〔コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、ダイドードリンコ株式会社西日本第一営業部、アサヒ飲料株式会社明石工場等〕（H18.12.1 他締結）
 - 災害時における生活必需物資の供給に関する協定〔兵庫県医薬品卸業協会、日本毛布工業組合等〕（H8.11.22 他締結）

📁 支援ニーズの見極め

- 発災後、避難生活が長期化するにつれて必要となる支援物資の種類も変わってくるため、慎重にニーズを見極める。
- 以下に、国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」に基づき、発災後～3日後頃から必要となることが想定される物資及び4日後頃以降において必要となることが想定される物資を記載する。

図表 3-1 発災後～3日後頃から必要となる物資（☆：基本8品目）

品目		概要・補足事項等
	ペットボトル入り飲料水（500ml）	生命・健康の維持における必要度が高い
☆非調理食品	アルファ化米	生命・健康の維持における必要度が高く、アルファ化米はアレルギー対応食にもなり得る
	非常食	
トイレ	☆簡易トイレ・薬剤・袋	トイレ環境の不備により、水・食料の摂取が抑制されやすく、また、衛生状態の悪化は感染症の発生可能性を高める（仮設トイレは汲取りが必要なことから、目隠し付きが望ましい）
	☆トイレットペーパー	
	消毒液	
生活用品	液体歯磨き	誤嚥性肺炎防止等における必要度が高い
食器類	紙コップ	洗浄が困難な場合は使い捨てにするほか、ミルク摂取用哺乳瓶の確保が困難な場合も活用できる
	紙どんぶり	
	先割れスプーン	
保温用品	使い捨てカイロ	寒冷期の生命・健康の維持における必要度が高い
	☆毛布	寒冷期の生命・健康の維持における必要度が高い（アルミシート型保温具での代替も想定）
女性用品	☆生理用品	女性の生理時における必要度が高い
	おりものシート	女性の非生理時における必要度が高い
幼児用品	☆調製粉乳	幼児の生命・健康の維持における必要度が高い
	☆幼児用おむつ	幼児の衛生状態の改善等における必要度が高い
	おしりふきシート	
要介護者・高齢者等用品	☆介護用おむつ	要介護者・高齢者等の衛生状態の改善等における必要度が高い
	尿取りパッド	

- 避難所で長時間同じ姿勢でいたり、床に直接寝転がっていたりすると血行が悪くなり、血栓が体内にできる恐れがある。血栓が肺へ到達すれば、血圧低下や呼吸困難等命に関わる重篤な症状を起こしかねないため、段ボールベッド等を導入することで、寝返りが容易になる・腰を掛けられる等の動作ができ、エコノミー症候群を防ぐことが可能になる。また、埃の吸引防止にも役立つ。

図表 3-2 発災4日後頃以降から必要となる物資

品目		概要・補足事項等
生活用品	汗拭きシート	衛生状態の改善等における必要度が高い
	ドライシャンプー	
	段ボールベッド	健康の維持・疲労防止等における必要度が高い
肌着類 (成人男子)	ブリーフ・トランクス	衛生状態の維持等における必要度が高い
	半袖シャツ	
肌着類 (成人女子)	ショーツ	
	スポーツブラ	
	半袖シャツ	
肌着類(男児)	スパンブリーフ	
	半袖シャツ	
肌着類(女児)	ショーツ	
	半袖シャツ	
肌着類(乳児)	長肌着	
履き物	靴下	寒冷期における必要度が高い
	スリッパ	
	サンダル	外出時等における必要度が高い

2

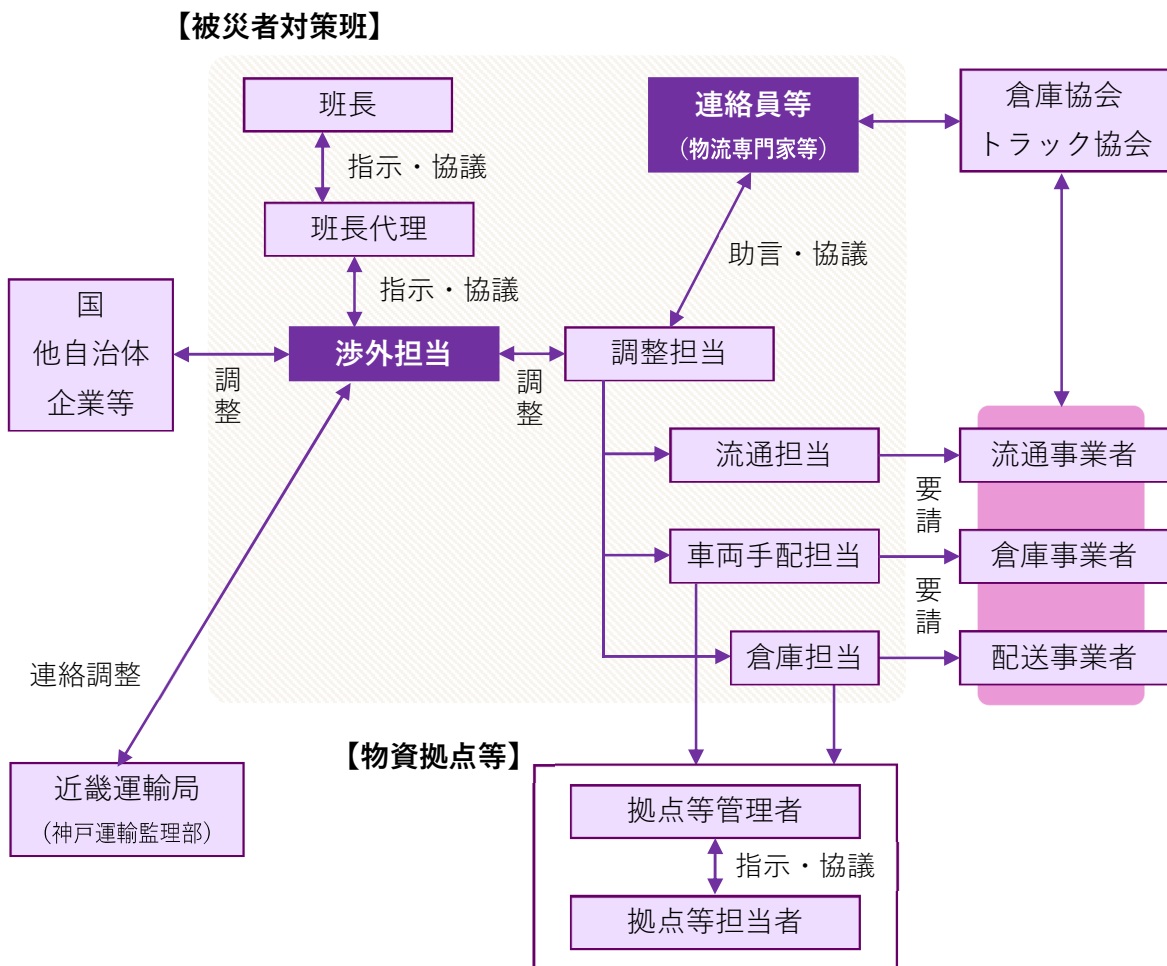
受入の手順

第3編

受入の手順

- 応援物資（避難所での使用に係るもの）の提供に係る申し出の受付、必要物資の調達等については、被災者対策班が行う。

図表 3-3 被災者対策班の業務像



- 受入にあたり、**要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の特性に配慮するとともに、企業等による大口の応援物資を優先的に受け入れる。**また、必要物資については報道機関等を通じて積極的に発信することで、ミスマッチを回避する。

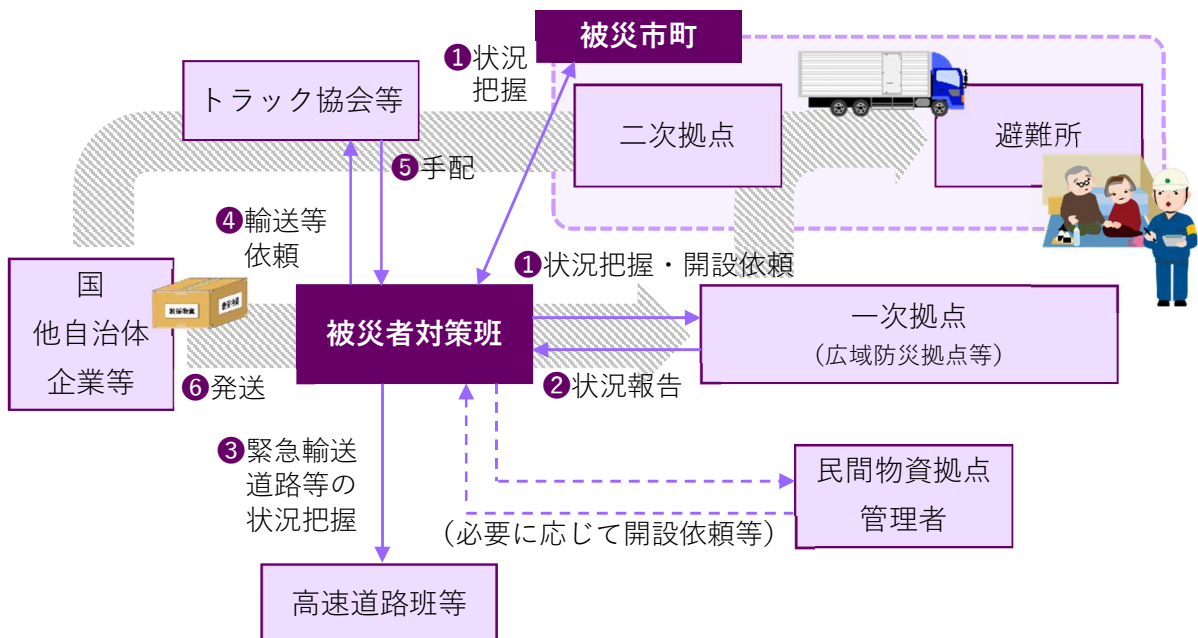
- 発災後、速やかに広域防災拠点等の物資拠点の被災状況を確認するとともに、フェニックス防災システムの需給推計機能等から算出されたおおよその必要物資量を把握する。併せて、協定等に基づく民間物資拠点（倉庫）の必要性等について判断する。物流業務に特化して使用することを前提とした倉庫は床加重が1.5t/m²程度あり（倉庫によっては10t/m²クラスも存在）、接車バース（荷物の出し入れ口）も広く、荷物の積み卸しにあたって使い勝手が良い。ただし、**民間物資拠点は顧客貨物が優先されるため、災害時であっても、常に協力が得られるとは限らないことに留意する。**
- それでも拠点が不足する場合は、災害対策本部管財班（企画県民部）と協議し、遊休状態にある県有財産（土地・建物）の活用を検討するほか、財務省近畿財務局神戸財務事務所に対し、未利用国有地（土地・建物）の借用または行政財産目的外使用許可について協議を行う。ただし、**庁舎や体育館は床加重が小さく（一般的には300kg/m²程度）、フォークリフトの使用やパレットの多段積みに耐えられないことがあるため、あくまで補完的な位置付けにとどめる。**

配送の手順

- 災害対策本部道路保全班（県土整備部）等に緊急輸送道路等の被災状況を確認し、被災地支援にとって最も条件が有利となる物資拠点（一次拠点）を選定する。当該拠点の管理者との協議を通じ、物資の積み卸しや保管・積込場所等のレイアウトを確認するとともに、管理者には拠点の開設準備及び応援物資の受入準備を求める。併せて、集積した物資の搬送先となる被災市町の物資拠点（本県から見た二次拠点）、更には二次拠点から避難所までの状況についても確認しておく。
- トラック協会や協定締結済の運送会社、倉庫協会等の物流関係事業者とも協議し、**連絡員（物流専門家）の派遣や作業要員の手配、資機材の搬入、車両の手配等について要請する。**物流専門家等はフォークリフト等の物流機器の操作や在庫管理、ロケーション管理等のスキルが高く、業務の効率化に極めて有効である。
- 車両の手配に当たっては、物資量・荷姿に留意しつつ、調達先と一次拠点間の一次輸送、一次拠点と二次拠点間の二次輸送の2系統について手配を行う（一次拠点と二次拠点間の確保主体については事前に市町と調整）。

- 手配車両の情報や到着予想時刻等について物資拠点の管理者等と共有する。また、必要に応じて緊急通行車両確認証明書や標章の交付手続き、利用可能な給油所情報の提供等を行う（協定締結事業者は、事前に県警本部交通規制課または県災害対策課から「緊急通行車両等緊急事前届出済証」の交付を受けている）。
- 必要な物資の調達及び被災市町への配分等について調整（調達配送計画の作成）し、不足する場合は指定公共機関である物資供給業者や協定締結事業者、全国知事会等に供給を要請（各担当班への依頼を含む）する。
- 必要な応援物資については、国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することにより、国や他自治体と避難所・物資拠点等における在庫や調達・輸送状況等をリアルタイムで共有し、被災者への迅速かつ円滑な物資支援に努める。なお、発災後は被災市町が現場対応等に追われ、システムへの入力に滞る可能性がある。この場合、避難所に必要な物資の数量等を把握できなくなり、特にプッシュ型支援において効率的な応援・受援が難しくなるため、被災市町に替わって対応すること等も考えられる。

図表 3-4 応援物資の受入の流れ



- なお、大規模災害の発生のおそれがある場合は、事前に同システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開

設できるよう、関係者間で連絡先や開設手続きを共有する。

- 大規模災害の際は道路の寸断や一般車両による渋滞発生等により、緊急支援車両等の目的地到達に支障を来たすことが想定される。陸上輸送に併せ、海上・航空輸送も利用できるよう、災害対策本部空港政策班・港湾班（県土整備部）等との協議を進める。
- 関係者間でトラック到着時間や到着物資量・種類、受入可能物資量等を共有するとともに、フォークリフト・パレット等に不足がないよう緊密に連携する。

個人からの小口応援物資

- 個人からの小口の応援物資は、一つの梱包に複数品目が混載されている、梱包の形状やサイズが不均一である等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなる等、物資拠点のリソースを大きく浪費する恐れがある。開設した物資拠点の名称や住所等の公開は避けるとともに、個人からの小口応援物資は極力受入を行わないように努め、かわりに日本赤十字社等が行う義援金による支援を提案する。
- 個人からの小口応援物資を受け入れざるを得ない場合は、公的な応援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう別ルートに切り分けるとともに、受入ルールをホームページや SNS 等で周知徹底する。例えば、受け入れる応援物資の品目リストや受入期間を明示するほか、物流事業者に委託し、運営する物資拠点とは異なる場所（体育館等）を輸送先として指定し、一般ボランティア等が仕分けをした上で提供する等の方法を検討する。
- なお、災害支援を専門とする NPO 等による物資支援活動もあり、過去の災害では、公的な支援物資の供給を補完する手段として、有効に機能した事例も報告されている。個人からの小口応援物資の取り扱いのほか、所在の把握が困難な在宅避難者等への支援活動の一環として、物資の配布を依頼すること等も検討する。

📁 国等からのプッシュ型支援

- 国等からプッシュ型による応援物資の支援は、発災から概ね4～7日目までの期間に実施される（発災から3日間は本県及び家庭等の備蓄物資で対応）。
- プッシュ型支援について連絡があった場合は、物資拠点の開設状況や受入体制等について協議し、被災市町ごとの物資配送量を決定する。併せて、市町に対してプッシュ型支援の実施について伝達する。
- 品目については**食料、毛布、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品**といった**必需品（基本8品目）**のほか、避難所の環境整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスク、消毒液、パーティション等が想定される。

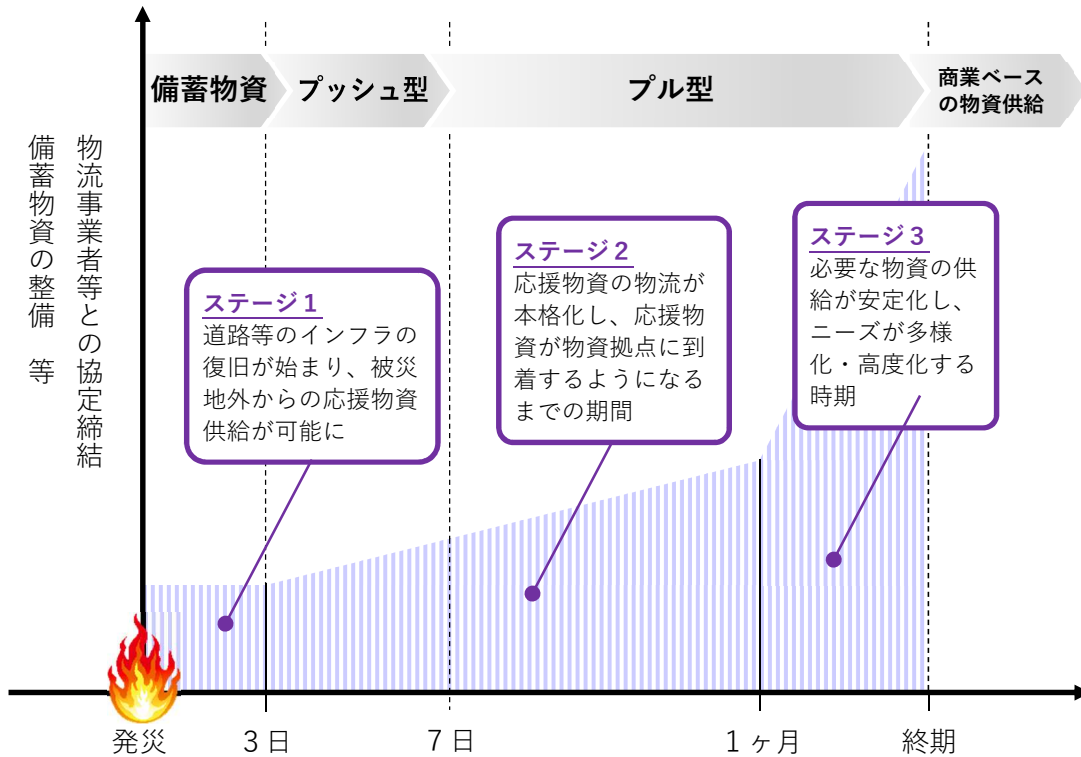
図表 3-5 南海トラフ地震の国想定プッシュ型支援量（広域防災拠点別）

	三木	西播磨	但馬	淡路	阪神南	丹波	計
食料（千食）	1,693.2	407.3	7.5	584.2	900.6	7.1	3,600.0
4日目	373.5	78.4	1.7	133.5	251.6	1.2	840.0
5日目	406.1	93.6	1.8	141.8	235.2	1.6	880.0
6日目	439.6	109.4	2.0	150.2	216.9	2.0	920.0
7日目	474.0	125.9	2.1	158.7	196.9	2.3	960.0
毛布（枚）	0	0	0	0	0	0	0
乳児用粉ミルク（kg）	652	156	3	225	349	3	1,388
乳児・小児用おむつ（枚）	113,545	27,234	506	39,209	60,771	475	241,740
大人用おむつ（枚）	22,546	5,408	100	7,785	12,067	94	48,000
携帯・簡易トイレ（回）	396,723	95,154	1,767	136,994	212,333	1,660	844,632
トイレットペーパー（巻）	101,455	24,334	452	35,034	54,301	425	216,000
生理用品（枚）	146,428	35,121	652	50,564	78,371	613	311,750

📄 中央防災会議幹事会「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」（令和3年5月21日）

- プッシュ型支援は対応の迅速さがある一方で、需給ニーズに基づくものではないため、受領した応援物資に無駄が生じる可能性もある。そのため、できるだけ速やかにプル型支援に移行できるように努める。

図表 3-6 プッシュ型支援からプル型支援への移行



3

第3編

留意事項

 被災状況に応じた柔軟な対応

- 物資拠点が開設できない場合や、効率化のために拠点経由を省略できる場合等、物資拠点（一次拠点）→二次拠点→避難所というルートが必ずしも適切ではないこともある。その際は、適宜拠点を経ないで避難所に輸送するルートを採用する等、状況に応じた柔軟な対応を行う。
- 被災状況によっては被災市町の物資拠点（二次拠点）での処理能力不足や二次拠点から避難所までの三次輸送に係る輸送力不足、避難所における物資管理・仕分けの混乱等が生じ、必要な物資が被災者の手元に届かないラストワンマイル問題が発生する可能性がある。市町担当者とも十分な連携を取り、供給路にボトルネックが生じていないか適宜確認するように努める。
- 特に賞味期限の短い弁当等の物資については、調達先から避難所に直送する等輸送時間の短縮に配慮する。

 費用負担

- 協定に基づく応援についてはその規定に従うが、応援物資の購入費は受援側が負担するとされていることが多い。協定に基づかない応援については、応援側に負担を依頼する。
- 災害救助法が適用された場合は、同法第4条に規定する救助に要する経費（避難所運営等）を被災都道府県が負担する。



第4編 その他支援の受入

1

第4編

災害ボランティア

📁 受入体制の構築

- 迅速できめ細かな被災者支援を行うには、災害ボランティアとの連携が不可欠である。何かの役に立ちたいとの熱意と気概を持った**災害ボランティアの自主性・主体性を尊重しつつ**、円滑な受入ができるよう、速やかに体制を整える。
- 災害ボランティアについては、主として災害対策本部ボランティア班（企画県民部）が担当する。発災後は被害情報を収集し、ひょうごボランティアプラザ（兵庫県社協）に関係部署との協議を踏まえ、支援窓口（災害救援ボランティア支援センター）を開設する。災害救援ボランティア支援センターは、災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議と協力して運営する。
- 災害救援ボランティア支援センターは、市町社会福祉協議会や日本赤十字社兵庫県支部、ボランティア団体等との連携により、災害ボランティアの受入や紹介窓口となる市町災害ボランティアセンターの設置・運営を支援する。市町災害ボランティアセンターはできるだけ市町庁舎内に設置することで、相互に緊密な連携を図ることが可能になる。
- 災害救援ボランティア支援センター及び市町災害ボランティアセンターは、それぞれ県災害対策本部、市町災害対策本部と連携しながら活動するが、**行政の指揮下に入るわけではないことに留意する**。

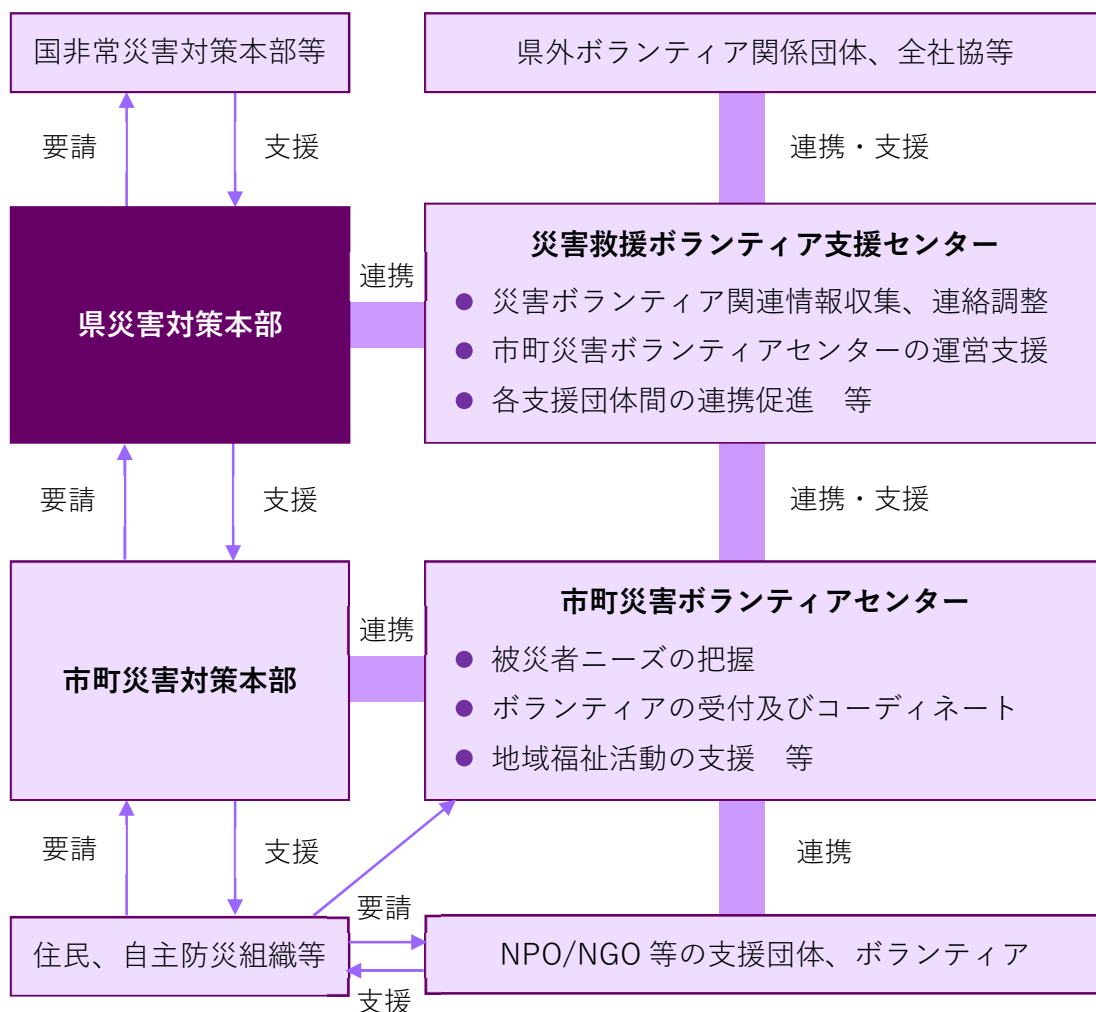
📁 ボランティアの受入

- ボランティア班は、記者発表やホームページ、SNS 等を通じて災害ボランティアの募集を行う。
- 受入にあたっては、被災地の住民や自治会の意向に配慮し、ボランティアには

活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入等最低限の予備知識を持ち、救援活動に参加するよう周知する。

- 活動の際はボランティアであることが被災地住民に判別できるようにするとともに、被災地に負担を掛けずに活動できる体制を整え、救援活動に参加してもらうことを徹底する。また、被災地支援と後方支援との役割分担やボランティアによるネットワーク化を図るため、定期的に情報共有会議を開催する。
- ニーズは時間の経過とともに変化するので、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣する。併せて、スーパーバイザーの派遣やボランティアバスの運行、活動助成等の支援を検討する。

図表 4-1 災害ボランティアの受入体制



- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が懸念される状況下では、マスクの着用等の予防措置を徹底するとともに、活動前には検温等により健康状態を確認する。また、ボランティアの安全確保のため、ボランティアに対し、「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」制度等を活用したPCR検査の実施を促す。
- 避難所等の現場でボランティアコーディネートを外部の人材が担う場合は、地元ボランティアリーダーとの密接な連携の下で行うことが効果的である。

費用負担

- ボランティア活動と救助に係る調整事務について、市町が社会福祉協議会等により設置された災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費・旅費は災害救助法による国庫負担等の対象となる。

2

第4編

海外からの支援

 受入体制の構築

- 大規模災害が発生した場合は、海外からも応援物資の提供や救援隊の派遣等が行われる。阪神・淡路大震災の際もスイスやフランス等からレスキュー隊が救助・救援活動を行ったが、当時は受入方針・体制等が整備されておらず、受入の遅れや被災市町側の負担が生じた。
- 海外からの支援の受入については、原則として、被災市町や関係省庁の状況等を踏まえて国（外務省等）で判断される。災害対策本部国際交流班（産業労働部）が主体となり、受援調整班や被災者対策班と連携しながら、国と調整を行う。

図表 4-2 海外からの支援受入対応省庁

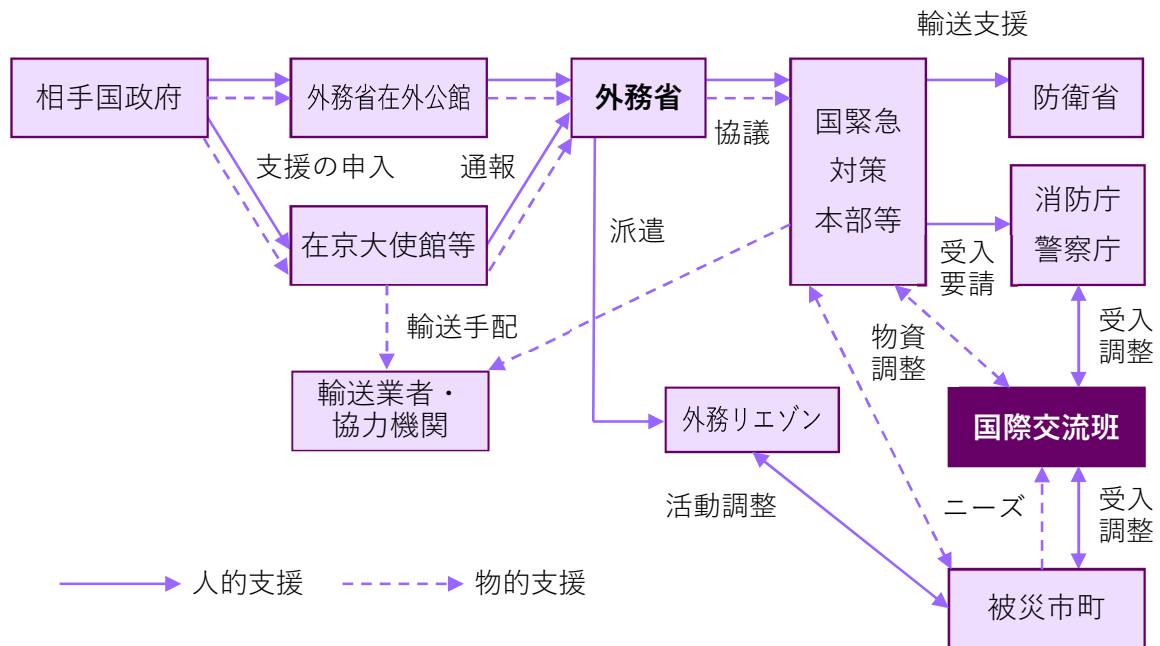
支援の受入分野	対応省庁
捜索・救助（救助犬を含む）	警察庁、消防庁、農林水産省（検疫）、法務省（入国手続）
医療スタッフ	厚生労働省、法務省（入国手続）
食料	農林水産省
飲料水	厚生労働省
生活必需品（毛布・衣類等）	経済産業省
金銭（義援金等）	内閣府

- このほか、有効提携先（姉妹州省等）や県内に駐日事務所を置く国際防災関係機関（国連防災機関：UNDRR、国連人道問題調整事務所：UNOCHA 等）等から、直接支援の申し出を受ける可能性もある。
- 海外からの支援は到着まで時間を要するため、支援ニーズが変化・解消していることもある。国・被災市町と情報の共有に努め、支援が無駄にならないように留意する。

海外からの支援の受入

- 外交ルートを通じて海外から支援の申し入れがあった場合、国からニーズ等の照会が行われる。国際交流班はあらかじめ受援調整班・被災者対策班とも連携し、被災市町の状況を把握しておき、受入の可否について回答する。

図表 4-3 海外からの支援受入の流れ



- 応援物資の受入にあたり、国際交流班は品目・数量、輸送手段・ルート、搬入場所、到着予定時刻等について確認するとともに、税関等関係機関と協議を行い、通関規制や通関料等の免除等について調整する。また、応援物資の輸送や保管等について、航空会社や神戸通関業会等とも協議を行う。
- 救援隊の派遣を受け入れる場合、県警本部・消防本部等と情報交換して必要なニーズを明確にした上で、支援内容、人数、到着場所・日時、入国規制の有無等について確認するとともに、救援隊にはできる限り自力での活動を求める（必要に応じて案内者や通訳、宿泊場所の提供を行うほか、支援活動に同行する）。
- 各国の救助・救援チームの被災地活動の調整は、UNOCHAのINSARAG（国際捜索・救助諮問グループ）が行う国際基準がある。また、初期段階で被災地に国連災害評価調整チーム(UNDAC)が派遣され、現地活動調整センター(OSOCC)

が設置された場合は、必要に応じてこれらの支援を行う。

- 被災地での海外救助隊の活動は注目度が高く、取材等が殺到して市町に負担を掛ける恐れがあるため、災害対策本部広報班を中心に現場調整を行う。

3

第4編

義援金

📁 受入体制の構築

- 義援金の募集は、当該災害・事故等の所管課が担当する。大規模災害の場合、発災直後から募集の有無について検討し、**遅くとも1週間後には募集が開始できるように、必要な手続きや調整を進める**（平成30年7月豪雨災害のように、県内死者数は少ないものの、県外死者数が多い災害で、県内外両方への配分を目的に募集を行うこともある）。
- 県内の被災状況（死者・行方不明者数、重軽傷者数、全壊・半壊・床上浸水棟数等）や過去に義援金を募集した災害（阪神・淡路大震災、平成21年台風第9号災害、平成30年7月豪雨災害等）を参考に、義援金募集の有無を判断する。一定の死者数を超えた場合等といった客観的な判断基準はない。
- 義援金を募集しないケースでも、県民・企業等から義援金贈呈の希望が寄せられることもある。このような場合は、日本赤十字社や中央共同募金会（赤い羽根共同募金）等による募金のほか、「ふるさとひょうご寄附金」（ひょうご被災地応援プロジェクト等）を案内する。
- 義援金の受付方法として、庁舎受付等での募金箱の設置、銀行等口座への振込、クレジットカードによる受付、コンビニエンスストアでの支払い、キャッシュレス決済等様々な方法が用いられている。寄附者の利便性に配慮し、できるだけ複数の手段で受付を行うように努める。
- 特に、銀行等への口座振込の場合、他の金融機関等からの振込には手数料を要することがあるため、複数の金融機関の口座を開設しておくことが望ましい。また、集まった義援金を被災市町に振り込む際の手数料免除等について、あらかじめ当該金融機関と協議しておく。

- 義援金の募集・配分にあたり、地域防災計画に記載する機関を構成員とする義援金募集委員会設置要綱及び設立趣意書を募集の都度作成し、**義援金募集（配分）委員会を設置する**（機関によっては参加しないこともある）。
- 義援金募集（配分）委員会は、募集方法や配分基準等を決定する。また、委員の中から監事を選任し、募集・配分等の公平性・透明性の確保に努める。

図表 4 - 4 義援金募集（配分）委員会の構成

公的機関	その他の機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県 ● 被災市町 ● 兵庫県市長会 ● 兵庫県町村会 ● 日本赤十字社兵庫県支部 ● 兵庫県共同募金会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 兵庫県商工会議所連合会 ● 兵庫県商工会連合会 ● 神戸新聞厚生事業団 ● 日本放送協会神戸放送局 ● 株式会社ラジオ関西 ● 株式会社サンテレビジョン ● 学識経験者等

- 募集に先立ち、あらかじめ税務署と協議し、税法上の特例措置（所得税法第 78 条第 2 項第 1 号もしくは第 3 号または法人税法第 37 条第 3 項第 1 号若しくは第 4 項に規定する寄附金）を適用できるよう依頼する（依頼は文書で行うが、慣例上、回答は税務署からの口頭となっている）。
- 必要な事務費（感謝状の筆耕、額縁や募金箱の購入費等）については、集まった義援金から拠出することは極力避け、義援金の実施所管課予算で対応する。

📁 義援金の受入

- 義援金は銀行振込や募金箱への入金等、様々な手段で寄せられるが、現金で収めた場合は、希望に応じて受領証を発行する。
- 税務署等との協議が整えば、義援金は、個人の場合は寄附金控除及び寄附金税控除の対象に（ふるさと納税に該当し、2,000円を超える寄附金額に適用）、法人の場合は損金算入の対象となる（受領証のほか、ATMや銀行振込で発行される控え（振込票※）の原本も寄附金を支払ったと確認できる書類として扱われる）。
※この場合、募金要綱や趣意書、募金団体のホームページの写し等、振込口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料も併せて必要
- 10万円以上の寄附者には義援金募集（配分）委員会会長名での礼状を、50万円以上の寄附者には同様に感謝状を発行する。受取を辞退する寄附者もいるので、あらかじめ受領の意思を確認しておく。また、企業等によっては感謝状贈呈式の開催を希望するケースもあるので、贈呈者の調整や記者発表（資料配付）を行う。
- 義援金募集（配分）委員会の構成員である日本赤十字社、共同募金会、神戸新聞厚生事業団等は、別途独自で義援金を募集しており、ある程度義援金が集まった段階で県に配分（振込）される。構成員に対しては感謝状等の贈呈は行わない。

📁 義援金の配分

- 被災の規模にもよるが、ある程度義援金が集まった段階で速やかに市町に配分を行う（遅くとも発災1ヶ月後までに配分することを目指す）。
- 配分額の計算にあたっては、死亡者数・重傷者数・全壊棟数・半壊棟数・床上浸水棟数等に応じてポイントを割り振って配分額を計算し、義援金募集（配分）委員会で決定した後、配分を行う。
- 一般的に配分後の用途は制限せず、生活再建のための支援金として、被災者の手元に金銭が届くよう市町には依頼する（特定のプロジェクトを指定して配分することもあるが、この場合、受益者が一部地域等に限定される可能性があるので、

寄附者から異議が寄せられることも十分に考慮の上、丁寧な説明・情報発信に努める必要がある)。

- 義援金募集期間内に複数回に分けて配分を行った後、銀行口座等を閉鎖し、クローズの処理を行う。ただし、募集締切後に募金箱に集まった義援金が届けられることもあるので、しばらくの間は口座を1つ残しておく。なお、口座の完全閉鎖後に届けられる義援金については受領しない(次回以降に義援金募集を行った際の提供を依頼する)。
- 配分終了後は税務署に対し、収支報告書及び口座残高が残っていないことを示す証拠書類(通帳の写し等税務署が指定するもの)を提出する。

兵庫県災害時受援計画



令和3年11月22日



兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課

